相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府八幡市八幡土井四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　養父喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十二日

京都市中京区烏丸通二条下ル前田エスエヌビル九階　国松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中出威一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区玉造元町一三番地二七、最後の住所大阪市城東区森之宮二丁目一番一〇一―六一九号

被相続人　亡　魚野　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十二日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区西九条比永城町八番地、最後の住所大阪府寝屋川市八幡台四番二八号

被相続人　亡　田中　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十二日

大阪市北区西天満二丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区戸坂惣田一丁目一八八番地、最後の住所広島市東区戸坂千足二丁目五番一六号　被相続人　亡　山本　幸江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十二日

事務所広島市中区白島中町一七番三号

相続財産管理人　弁護士　岸田　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市中園町二一七八番地三、最後の住所山口県山口市中園町三番四九号

被相続人　亡　津守富士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十二日

山口県防府市大字向島六二八番地

相続財産管理人　阿部　次男

公示送達

小山栃木都市計画事業思川西部土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県小山市大字立木一一三二番地

氏名　船橋　勇助

二、通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、小山栃木都市計画事業思川西部土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知及び仮換地案内図、仮換地図のとおり仮換地指定をします。

なお、別紙仮換地指定通知及び仮換地案内図、仮換地図は掲載を省略し、それらを栃木県小山市大字立木字十二所一一二七番地において掲示します。

教示

一、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に小山市思川西部土地区画整理組合を被告として（訴訟において小山市思川西部土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十七年八月十二日

栃木県小山市大字立木一四一〇番地一

小山市思川西部土地区画整理組合

理事長　船橋　健二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年８月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東急リロケーション株式会社　②国土交通大臣(5)5094　③代表取締役　細田正典　④東京都新宿区西新宿２―３―１　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区代々木２―４―９　東京都千代田区岩本町３―３―５　神奈川県川崎市中原区新丸子921　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿２―３―１　東急リロケーション株式会社　代表取締役　細田正典

①立信事務所株式会社　②大阪府知事(1)54899　③代表取締役　野田幸江　④大阪市中央区安土町２丁目３―13　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区安土町２丁目３―13　立信事務所株式会社　代表取締役　野田幸江

任意清算公告

当社は、平成二十七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十二日

大阪市中央区内淡路町二丁目一番一号

合名会社東昇建設工業所

代表社員　小山　清美

債権申出の公告（第１回）

当厚生年金基金は、平成二十七年七月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十二日

東京都中央区築地四丁目一番一号東劇ビル一六階

日本広告業厚生年金基金

代表清算人　長沼孝一郎